

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会法人後見運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する法人後見業務（以下「後見業務」という。）の中立性、公正性及び的確性を確保するために法人後見運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 法人後見人の受任に係る適否に関する審議
- (2) 類型移行申立申請の承認
- (3) 後見人等の辞任申立申請の承認
- (4) 後見業務対象者の支援方針・処遇に関する相談支援
- (5) 後見業務の監査
- (6) その他、本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次のに掲げる者の中から会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 行政関係者

3 委員の任期は2年とする。

4 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長が事故あるときに、委員長の職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面をもって、委員会に付議される事項について意思表示をした者は、出席者とみなす。

3 委員会の議事は、委員会出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決すると

ころによる。

- 4 委員会は、必要に応じ、特定の業務を委員に委託することが出来る。ただし、その業務の委託を受けた委員は、業務内容について委員会に報告しなければならない。
- 5 会議の運営について必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める。

(審議への不関与)

第6条 委員は、一身上に関する事案もしくは利害関係のある事案については、審議することができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会組織内で後見業務担当者及び介護サービス提供担当者と区分するため本所地域福祉係が行うこととする。

(その他)

第9条 この要綱の実施に際し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。